

平成23年(ワ)第15308号 名誉毀損による損害賠償請求事件

原告 Aleph

被告 東京都 他1名

準備書面(3)

2011年9月27日

東京地方裁判所 民事第45部 御中

原告訴訟代理人 弁護士

同 同

被疑者不詳のままの送致の意味と真実性・相当性に関する主張の可否

- 1 「概要」でいかにあれこれ述べようとも、結果としては、被疑者不詳のままでの書類送致であった。被疑者の全てが不詳であれば、その者らが一様に属することになる集団がどのようなものかは、特別の場合以外には、特定できる道理はない。「概要」では教祖松本が実名、その他が実名判明でもA～Hの仮名で計9名が登場し、うちDを除いて8名が被疑者の群をなしている。被疑者不詳というのは、この「概要」の記載とは完全に切断・分断されたところにある。組織的・計画的犯行だとすれば、各自の役割が解明できなかったというのは、理論上も実務上も被疑者不詳とすべき理由にはなり得ない。教祖松本の場合は関与を示唆する直接・間接の事実が認められたとして、首謀者＝共謀共同正犯の地位に位置付けられている。「概要」や「冒頭発言」では、これが教祖松本の役割だったはずである。特別の場合とは、かつて革労協や中核派の軍報というのにあったような、その団体・集団が真実の犯行声明を出しているか、その集団内で自分たちの仲間がやったという認識が生じている場合のことである。

自己の力を装おうと他者の行為に便乗する犯行声明というのも世の中にはしばしばあるから注意が必要である。オウム真理教の場合は、松本サリン事件、地下鉄サリン事件と数多くの事件があったが、犯行声明は一つもなく、又、本件にあっても犯行声明のようなものは出ていない。ここにだけ犯行声明が突如飛び出すというはおかしい。組織内でも信者らが関与したとの噂すら立っていない。信者間で噂でも立っていれば、優秀な人材を集め、内偵や周辺へのジャーナタン捜査が得意の警視庁公安部の捜査は、もっともっと鋭利なものになっていたに違いない。

- 2 被疑者不詳のままでの送致というのは、いったん嫌疑不十分で不起訴になっている経過もあってのことだろうが、教祖松本の意味の下で信者らが敢行したということを立証できることに確信を持てなかった結果であり、それは、自ら自己のいう真実性にそもそも疑いをもっていることを示している。半信半疑である。「概要」で示した被疑者らの群の特定に真意、確信があったのであれば、被疑者不詳とせず具体的に氏名を挙げて特定できたはずであるし、又、正しくはそうすべきであった。自ら真実性に疑いを持っているということは、真実性は語るまでもなく存在しないし、それを信じているのではないから、そう信ずるに足る相当性なる観念のないことを予め自ら語っているに等しい。
- 3 「概要」であれこれ述べてみても、結局は、本来結論に当たるはずの第1次捜査機関としての正式な刑事手続上の終局処分において、上記2のとおり、その内容を自ら否定していることになる。ここで「概要」に即して真実性、相当性の主張を持ち出すのは、先行する被疑者不詳のままでの書類送致との関係において、著しく前後相矛盾した挙動となり、訴訟における信義則上許されない。真実性・相当性の主張をしようと思えば、「概要」の内容を繰り返すしかない。
- 4 よって、被告東京都が「概要」に則した真実性・相当性の主張をしても、それは著しく信義則に反するものとして、主張自体失当となるしかない。